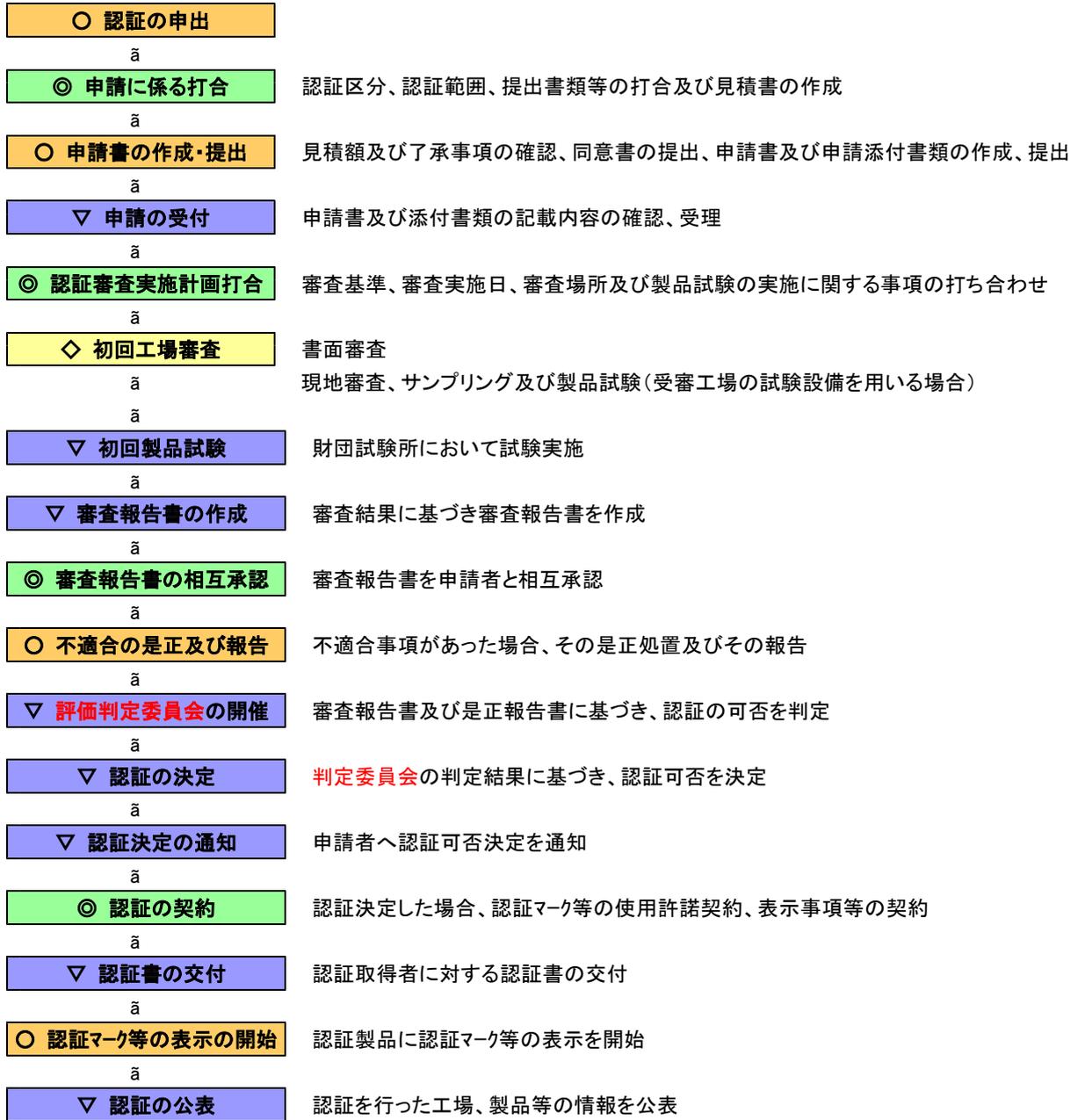


一般認証のフロー図(開示文書No.8.1-1)

1. 初回認証審査 (新たに認証を取得する場合に実施する審査)



○ 申請者が行う行為

◎ 両者が行う行為

▽ 財団が行う行為

◇ 審査員が行う行為

備考 認証範囲の変更を行う場合もこのフローを適用する。この場合、「認証の契約」は「認証の再契約」、「認証書の交付」は「認証書の再交付」に読み替える。

2. 認証維持審査（認証を継続するために認証取得者に対して実施する審査）

▽ 認証維持審査実施決定	定期又は臨時維持審査の実施の決定
ã	
▽ 認証維持審査実施連絡	認証維持審査の実施を通知
ã	
◎ 維持審査実施の打合せ	定期の場合、審査日等の事前打合せ
ã	
◇ 認証維持工場審査	書面審査 現地審査、サンプリング及び製品試験（受審工場の試験設備を用いる場合）
ã	
ã	
▽ 認証維持製品試験	財団試験所において試験実施
ã	
▽ 審査報告書の作成	審査結果に基づき審査報告書を作成
ã	
◎ 審査報告書の相互承認	審査報告書を認証取得者と相互承認
ã	
○ 不適合の是正及び報告	不適合事項があった場合、その是正処置及びその報告
ã	
▽ 評価判定委員会の開催	審査報告書及び是正報告書に基づき、認証維持の可否を判定
ã	
▽ 認証維持の可否を決定	判定委員会の判定結果に基づき、認証維持の可否を決定
ã	
▽ 認証維持の可否を通知	認証取得者へ認証維持の可否を通知
ã	
○ 認証マーク等の表示の継続	引き続き認証製品に認証マーク等を表示

○ 申請者が行う行為

◎ 両者が行う行為

▽ 財団が行う行為

◇ 審査員が行う行為